

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

阿武町長 花田 憲彦

市町村名 (市町村コード)	阿武町 (35502)
地域名 (地域内農業集落名)	奈古地区 (上郷、下郷、大里(1)、大里(2))
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年12月23日 (第 1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

奈古地区は農地の約9割が田であり、水稻や野菜の生産が行われている。畑地に関しては町特産のキウイフルーツをはじめとした果樹の生産等が行われており、田、畑地ともに法人が中心となって耕作している。70歳以上の農業者の耕作面積が約4割を占めており、新たな農地の受け手の確保や担い手への集積が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・2つの法人と個人の農業者で農業を担い、水稻や野菜、特産のキウイフルーツの生産を行っていく。
- ・中間管理機構関連事業を活用した基盤整備を行い、農業者の生産コストの低減や農作業の効率化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	45 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	45 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域内農用地のうち中山間地域等直接支払制度の関係農用地や水稻細目書に記載されているなど、現状耕作、維持管理がされていることが確認できる農用地。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
今後、耕作が困難となる農用地(後継者不在等)に関しては、土地所有者と地域の農業者が協議を行い、中間管理機構を活用した農地の集積を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
今後、耕作が困難となる農用地(後継者不在等)に関しては、土地所有者と地域の農業者が協議を行い、中間管理機構を活用した農地の集積を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
平成10年度から11年度に12.7haを国営農地再編整備事業にて基盤整備を行っており、令和4年度から令和9年度に整備未実施の農用地の整備を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外からの経営体の担い手育成をJAと阿武町農林水産課で連携し、相談から定着まで取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
病虫害の防除作業に関しては(有)ドリームファーム阿武に委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ、サル等の被害が発生しているため、猟友会、阿武町農林水産課と連携して対策を進める。
- ③ドローンを活用した農薬散布等を行う。
- ⑤中間管理機構関連事業を利用して畑地整備を行い、事業実施後に法人で町特産のキウイフルーツの生産を行う。
- ⑦離農等により維持管理が難しくなる農用地に関しては、農業者、土地所有者で協議を行い、農用地の維持管理を行う。